

令和８年９月７日

出入国在留管理庁

在留許可手数料に関するお知らせ

こちら（https://www.moj.go.jp/isa/01_00644.html）でお知らせしているとおり、令和８年１０月１日から在留許可手数料が改定されることとなります。

なお、令和８年９月３０日までに在留諸申請を行えば、当該申請に対する許可が同年１０月１日以降となった場合であっても、改定前の手数料額が適用されます。

また、こちら（https://www.moj.go.jp/isa/10_00273.html）でお知らせしているとおり、令和８年１０月１日以降に在留諸申請を行ったとしても、「生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、人道上の配慮をする必要があるもの」に該当することとなれば、当該申請に対する手数料が減額される場合があります。

詳しくは最寄りの地方出入国在留管理官署に御相談ください。